

**「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（第5回）」
議事要旨**

○日時

令和4年12月5日（月）10時00分～12時00分

○場所

オンライン会議

○出席委員

山内弘隆座長、大貫裕之委員、興津征雄委員、神山智美委員、松本真由美委員、圓尾雅則委員

○オブザーバー

山梨県 雨宮俊彦環境・エネルギー政策課長、那須塩原市 黄木伸一気候変動対策局長、電力広域的運営推進機関 梶原俊之再生可能エネルギー・国際部長、九州電力株式会社 コーポレート戦略部門 松本一道部長

○関係省庁

総務省、農林水産省、国土交通省、環境省

○事務局

能村新エネルギー課長

○議題

（1）再生可能エネルギーの長期電源化及び地域共生に向けた制度的検討

委員からの主な意見は以下の通り。

- ・ 取りまとめ案に基本的に賛成。
- ・ 交付金の返還命令について、取消の効果は遡らないものとして、返還を上書きする形で求めることとしていると理解。これを明確化する条文を定めてほしい。
- ・ 前回、交付金返還の要件が「著しい違反行為がある場合」とされていたが、今回、「認定取消をした場合は原則返還を求めるべき」、「違反の程度、認定計画との乖離の程度、認定事業者の帰責性の度合いなど」を考慮して個別事情に注目して

柔軟な対応をすることとしている点にも賛成。適切な裁量的判断がなされるよう条文を工夫してほしい。

- ・ 「認定事業者の認定計画遵守義務を法文上明確化した上で・・・認定事業者に委託先や再委託先に対する監督義務を課すこととする」にも賛成。認定事業者が認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を行っていない時は認定が取消されることになるため、認定計画遵守義務は既に存在。しかし、認定計画遵守義務を法文上重ねて明確化することは、認定事業者に委託先・再委託先に対する監督義務を課す前提として重要。
- ・ 私人が一定のを行う際に複数の許認可の取得が必要になる場合、たらいまわし的な対応をしてはならず、複数の許認可を所管する行政庁は積極的に連携し審査の促進に努めるべき。これは行政手続法 11 条にも規定されている。
- ・ 今回、事業計画の認定申請にあたり事前に複数の許認可の取得を求めているが、これらの複数の許認可の審査はより一層連携してなされ、再エネ事業者の事業に関する見通しを明確にすることが必要。
- ・ 温暖化対策への早急な措置が求められているとともに、再エネへの抵抗感も少なからずあり、芳しくない事業者のニュースがあると大々的に報道される現況。引き続き、事業者団体や金融業界に対し、必要な場合は速やかに制度的な対応が必要であるというアラームを発し、スピード感と緊張感を持って更なる検討を行っていただきたい。
- ・ パネルの型番情報のデータベース化は重要な試みだが、まだ具体的なイメージがつかめない。企業機密や個人情報との関わりもあり、また新たなビジネスの場合は詐欺まがいの商法も散見される。正しい情報が適切に必要な方に伝わり、不当な不利益を被る人が出ないように、環境省と連携し適正な情報の共有・発信に努めてほしい。
- ・ 違反の未然抑止と、発生した場合は適切な対抗措置を課すという制度の実効性確保の観点と、財産権などの実態的な権利保護と手続的保障の両方を含む、対象となる事業者の権利保障のバランスを意識し制度設計することが重要。今回のとりまとめはこれらのバランスがとれている。
- ・ 返還命令に法的根拠を置くことや、公示送達について新たに制度を設けるなど、法改正を予定されている部分について、どこまでを法令に書くのか、どこから政省令や通達等に委任するのか、はとりまとめの中で明示されていないが、今後法制実務的な視点で検討される際には、上記観点到に留意いただきたい。

<事務局>

- ・ 複数の許認可手続きが想定される場合、関係省庁とも連携して情報共有しながら対応したい。認定情報のプラットフォームの構築を含め、違反情報の共有や交付金留保等の措置を迅速に行っていく。
- ・ 本日のご意見は、委員長とも相談し反映した上で、パブコメをかけたい。

以上

お問合せ先

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365